



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ボーズルの「アーデルバウアー」に関する構想：松田智雄教授の近業に対する一つの疑問
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Description	研究ノート
Citation	北大法学論集, 12(1), 76-99
Issue Date	1961-09
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/27796">https://hdl.handle.net/2115/27796</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	12(1)_P76-99.pdf



## 研究ノート

## ボーゾルの「アーデルバウアー」に関する構想

— 松田智雄教授の近業に対する一つの疑問 —

石川武

またその第一のねらいである。

松田智雄教授は、最近、御自身も編著者の一人である『西洋経済史講座』（岩波書店）の第一巻（一九六〇年）において、大塚久雄教授による『緒言』にひきつづき、第一部『封建制の経済的基礎』の『総説』を執筆された。これに対しては、既に鯖田豊之氏が、定住史の新しい研究水準に則して、概括的な批判を提起しておられるが、<sup>(1)</sup>そこでは、松田教授の所論中、ボーゾル (Karl Bosl) の「アーデルバウアー」(Adelbauer) に関する構想の理解の仕方が根本的にまちがっている、ということは指摘されていない。右の点に関するボーゾルの所説を紹介することによつて、松田教授の誤謬を明らかにすることが、本稿執筆の直接的な動機であり、

またその第一のねらいである。実のところ私は、松田教授の所論中ボーゾル説と関連する箇所を、一つ一つ、その意味内容ならびに論理的位置に照らしてボーゾルの原文と対比しながら、教授におけるボーゾル説の理解の仕方が全く恣意的であり、それに起因する敘述の混乱が救い難い程度にまで達していることを、丹念に論証しようと考えた。ところが途中で、そうした方法によるならば、松田教授のこの点に関する文章はもとより単語の表現にいたるまで、そのほとんどすべてにわたつて何らかのコメントをつける必要に迫られ、その結果きわめて膨大なスペースを費やさなければならぬことがわかつたので、本稿におけるごとく、松田教授によるボーゾル説の理解中、論理的に最も重要な点のみに論点をしぼり、むしろボーゾル説の

正確な紹介を前面に押し出すことによつてスペースの節約をはか  
ることとした。松田教授に対する批判という形をかりて、「国王自  
由人」学説の一面面をわが国の学界に紹介することができれば、  
というのが、本稿の真のねらいである。

(1) 「歴史学研究」一九六一・二、五四頁以下。

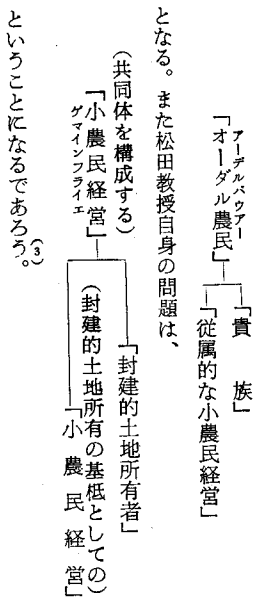
二

松田教授は、右の論文の中で、二ヶ所においてボーゾルの「ア  
ーデルバウアー」に関する構想にふれておられる。

(一) 松田教授によれば、「封建的土地所有」の構造上の基概であ  
ると同時にその「歴史的な起点」でもある「小農民経営」は、「共  
同体学説」の立場からは、「マルク共同体」を構成する「ゲマインフ  
ライエ」のそれである、と考えられている。ところがこうした「古  
典理論」に対して「孤立農家学説」の立場から実証的な批判が提出  
されている。理論的には「古典理論」に賛成する教授といえども、  
実証的にはこの批判を無視するわけにはいかず、何らかの形でそ  
れを補強する必要をお認めになる。ボーゾルの「アーデルバウア  
ー」に関する学説は、第一に、右のような「古典理論」のテーゼ  
を実証的に補強するために援用されている。ボーゾル説をそのよ  
うな形で利用されたのは、教授がそれを、ゲルマン時代における

農民家族の実態を明らかにするため「ゲルマン的農民」なる概念  
を提起したもの、「マルク共同体を構成するゲマインフライエの  
型姿の具体化を試みたもの」とお考えになつたからである。

(二) 松田教授は、右のように、「共同体」を構成する自由な「小  
農民経営」が、「封建的土地所有」の「歴史的な起点」である、と  
お考えになるので、教授にとつては、領主権力の起源の問題は、  
时期的には「フランク国家の形成期、メロヴィンガ王朝期」のこ  
となり、内容的には「小農民経営の共同体からいかかにして封建  
的権力者の領主的支配が創出されるか」という形で提出される。  
教授はこの間に答えるために、「アーデルバウアー」の階層分化の結果  
「貴族」と「従属的小農民層」が生れる、というボーゾルの説を  
援用し、それをもつて、教授のいわゆる「小農民経営」の階層分  
化に類推を許すものとされている。仮に松田教授の紹介に従つて  
この点に関するボーゾル説を図示すると、



この二つの図式を比較すれば一見して明らかのように、前者をもつて後者を類推しうるためには、何よりもまず、双方における階層分化の起点、すなわち「オーデル農民」と「小農民経営」とが互に相等しいか、少なくとも類推を可能にする程度に均質のものでなければならぬ。(一)において述べたように、松田教授は、

まさしく前者をもつて後者の型姿の具体化であるとお考えになつたのである。これが、教授の所説における(一)と(二)の論理的な関連である。したがつて、(一)におけるボーズル説の理解が根本的に間違つていれば、(二)の類推は成り立たず、松田教授の所論中、「封建制の成立」に関する部分の実証的水準は、たかだか「古典理論」の水準以上には出ない、ということになる。その「古典理論」なるものの実証的水準とは、いちばん控え目にいつても、前述のごとく、教授自身、何らかの補強なしにその理論を撰取することを躊躇されざるをえなかつたものである。

本稿においては、右のごとき松田教授の論理構成にしたがつて、まず(一)のようなボーズル説の理解・学説史的位づけが正しいかどうか、という点の検討からはじめたい。

(2) 以上は、松田教授『総説』中、「一 封建制の成立について」(四五―五五頁)、そのうち直接に「アーデルバウアー」に関する敘述は、五三―五五頁に見出される。

(3) 以上は、『総説』の「二 古典・純粹莊園」(五五―七二頁)の最初の部分(五八頁まで)であり、「封建制の成立」に関する敘述は、実質的にはここまでつづいている。そのうち「アーデルバウアー」の階層分化に関しては五七・八頁。

## 三

本節での問題は、前節(一)のようなボーズル説の学説史的位づけが正しいか、ということであるが、その前に若干の予備的な考察をおこなつておきたい。

(一) ボーズルは「ゲルマン的農民」なる概念を提出したか。「否」である。ボーズルは、ただ「ゲルマン時代におけるゲルマン人の農民層」の姿を描こうとしただけである。念のために断つておくならば、それは、マルクスのいわゆる「ゲルマン的共同体」とは、ましていわんや大塚教授や松田教授のいわゆる「ゲルマン的共同体」とは、何の関係もない。

それならばボーズルが提起した概念は何か。それは、本稿の標題にも記したように、「アーデルバウアー」(Adelbauer)という概念である。後に述べるように、それは「オーデル」(Odal)をもっている。そしてボーズル自身も時として、松田教授の好まれる「オーデル農民」(Odalbauer)という表現を用いてはいる。しか

し、後に詳細に紹介するように、ボーズルにとつて、ゲルマン時代ににおける「貴族」<sup>アーデル</sup>と「農民」<sup>バウアー</sup>とはこの「アーデルバウアー」の階層分化によつて生み出されるのである。さらにゲルマン時代における「貴族」の存在を重要視し、その歴史的淵源を「アーデルバウアー」の中に求める点にこそ、ボーズルの構想の学説史的な性格が最も端的に示されている。そうしたニュアンスを示すためには、われわれはやはり、「アーデルバウアー」という表現をえらぶべきであろう。

(二) 本節における主題に戻ろう。ボーズルが「アーデルバウアー」に関する構想を述べたのは、果して「マルク共同体を構成するゲマインフライエの型姿の具体化を試みたもの」であろうか。断じて否、である。

まず、現在の西ドイツにおける中世史学界の状況配置、ならびに、その中でボーズルの占める位置を考えただけでも、そのような可能性が絶無に近いことを十分に推測できる。

既にわが国においても、増田四郎・世良晃志郎両教授によつてその一端を紹介されているように、<sup>(4)</sup>現在、西ドイツ中世史学界においては、一九世紀以来の「古典学説」が全面的崩壊の危機に瀕している。「古典学説」に対する批判を最も精力的におこなつているのは、かつて私が紹介したように、<sup>(5)</sup>テオドル・マイヤー (Theodor Mayer) の主宰する「コンスタンツの中世史研究グループ」

である。ボーズルは、これもその際に紹介しておいたことであるが、その首脳陣の一人であり、マイヤーの後継者の候補としてその名が話題に上りさえしている。

一九世紀以来の「古典学説」は、松田教授による「共同体学説」の紹介からでも十分にうかがえるように、「ゲマインフライエ」<sup>(6)</sup>「一般自由人」の概念を中核として構成されていた。それは、単に学説史の上のみならず、思想的にも「古典学説」の中核に位置していた。「古典学説」に対する批判は、当然、最後にはその中核をつかざるをえない。一つには、「貴族支配制」ないし「豪族支配体制」(Adelsherrschaft)の始源性の主張によつて、今一つには、「国王自由人」(Königsfrei)身分の発見によつて、この「一般自由人」なる概念が否定されるにいたつて、ドイツ中世史学界のシュトゥルム・ウント・ドランクはその極に達したといつてよい。

この新学説に対する評価は、目下のところ必らずしも一定してない。しかし今日では、うづかり「一般自由人」<sup>(7)</sup>について語れない、ということだけは、わが国の西洋中世史研究者の間における常識となつたはずである。その点において既に、松田教授の「理論」はあまりにも古典的であり楽天的であるが、今はその点

には立ち入らない。「古典学説」に対して批判的な立場に立つ研究者の中で指導的な地位を占めるボーズルが、「古典学説」の中核をなす「ゲマインフライエ」の型姿の具体化を試みることなど、まづもつて絶対でありえないであろう、という見当をつけることができれば、ここでの私の意図は達せられる。

(三) もちろんそのような推定だけで問題が片ついたわけではない。われわれはさらに進んで、松田教授の理解を、ボーズル自身の所論と照し合わせることによつて、右の推定を具体的に検証しなければならぬ。

ところで、松田教授の『総説』には註がついていないので、われわれはまず、教授がボーズル説を紹介されるに当つて何を典拠とされたか、ということをも、自分で調べてみるほかはない。ボーズルが「アーデルパウアー」に関する構想を展開したのは、私の知る限り、つぎの三つの著書においてである。

- ① “Staat, Gesellschaft, Wirtschaft im deutschen Mittelalter”, in “Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte”, 8. Aufl., Bd. 1, 1954.
- ② “Geschichte des Mittelalters”, 2. Aufl., 1956.
- ③ Art. “Adel”, “Freiheit”, in “Rössler/Franz, Sachwörterbuch zur deutschen Geschichte”, (1956—) 1958.

①は、最も標準的なドイツ史のハンドブックにおける「ドイツ中世国制史」の概説であり、②は、いわば大学教養課程のテキスト、ないし、高等学校高学年ならびに小・中学校教師向の参考書に当る。いうまでもなく③は、最新の「ドイツ史事典」に収められたもので、ボーズルは、本稿の主題に関係する他の項目をも含め、中世史関係の項目の大部分を執筆している。これらはいずれもその性質上著名で容易に入手できる本であるが、しかもドイツの学界では稀らしく、時折専門的な論文においても引用されている。

この三つの本における「アーデルパウアー」に関する敘述を、松田教授のそれと比較してみると、教授が典拠とされたのは、①か③、あるいはその双方であろう、という見当がつく。②の敘述は比較的簡単であり、しかもそれを参照すれば、松田教授のような誤解は完全に封じられるはずである。①と③のうちでは、①だけ、あるいは主に①をお使いになったことが推定できる。しかしその点は断定する必要がない。①と③においてはしばしば同一の文章を見出せるほどで、どちらを教授の典拠と考えても、結論に大差があるとは思えない。しかし、仮にボーズルがもともと「古典学説」を信じており、時の経過とともに「新学説」へ転じたのだ、と仮定したばあい、当然、先に書いたものの方がより多く「古典学説」の残滓をとどめているはずであるから、ボーズル説

を「古典理論」の補強に利用された松田教授に対しては、①を典拠と考えて論を進める方がより公正な態度であろう。以下において、ボーズルの「アーデルバウアー」に関する構想を主に①によつて再構成し、必要に応じて②ないし③をも参照する、という方法をえらんだゆえんである。

四 ボーズルの「アーデルバウアー」に関する見解も、①の二つの節にわけて述べられている。この二つの節は、いずれも『中世国家のゲルマン的』(「ゲルマン時代における、ないし当時のゲルマン人のもとにおける」)「諸前提」と題する章に属し、明らかに「ゲルマン時代」のことを書こうとしたものである。

その二つのうちの節『ゲルマン農民層(本節(一)を参照)の国家形成力』は、つぎのような文章ではじまっている。「タキトウスのゲルマニアは、永いあいだ重要な史料と考えられてきたが、今日では、ゲルマン考古学・言語史・民俗学の成果によつて、大幅に補足されるにいたつた。社会・経済史の側からは、とりわけドーブシュが、マルクゲノッセンシャフトー(「マルク」という言葉によつて、「ゲルマン」)古代のアルメンデ、すなわち、自由な入原始民主政的な<sup>パウエルンゲマインデ</sup>農民共同体の共有地、のことを考えていたのだが——の発展に関する研究によつて、「タキトウスを主要史料としていた従来の見解に対して」大きなさげ目をつくり、リ

ュトゲはそのさげ目を深くまた大きくした。この二人の研究者は既にタキトウス(「によつて描かれたその時代」)のゲルマン人のもとにおいて、ゲルトヘルシャフトが存在することを強調し、ゲルマン時代の自由農民に由来するフーフエ(「フーフエ」がゲルマン時代の自由農民に由来するという見解)をしりぞけて、それ(「フーフエ」)をゲルトヘルシャフトの産物と考える。」

本稿での問題は、ボーズルの「アーデルバウアー」に関する構想を松田教授のように理解できるか、あるいは、そうした理解にもとづいて「古典学説」の実証的補強のために利用できるか、ということである。したがつてボーズル説そのものの当否は、さし当りわれわれの問題ではなく、われわれに必要なことは、ボーズルがどう考えているか、ということである。右の引用に関しては、例えば、ボーズルによるドーブシュ説・リュトゲ説の理解が正確であるかどうかは、さし当りここでの問題ではない。<sup>(6)</sup>右の引用によつて紛う方なく明らかなこと、そうしてわれわれが右の引用によつて明らかにしたいと望んだのは、つぎのことである。すなわち、ボーズルは、ドーブシュやリュトゲを引き合いに出すことによつて、既にゲルマン時代(タキトウスの時代)において「ゲルトヘルシャフト」が存在していたことを主張し、逆にその時代における自由人たる農民によつて構成される「マルクゲノッセンシャ

フト」の存在を否定しようとしているという事実である。

もちろん、そこでの「グルントヘルシャフト」なるものの実態が不明である、という疑問は、わが国の中世史研究者なら当然誰しもが抱くであろう。いうまでもなくそれは、松田教授の「封建的土地所有」と同義ではなく、「土地」ないし「農民」に対する何らかの形における「支配」という、「グルントヘルシャフト」なるドイツ語本来の意味を出ない。しかし、ボーズル説を援用される以上、教授は自らの「理論」にとつて都合が悪いからといって、その表現の背後にある事実までを無視することはできないはずである。われわれが社会経済史家に期待するのは、右のごとき意味での「グルントヘルシャフト」が、いつ、どこで、どのような動因によつて、どのような内部構成をもつ「グルントヘルシャフト」になつたか、後者はどのような根拠をもつて「封建的土地所有」とよばれるかという点の具体的な解明にはかならない。

またそこでの「マルクゲノツセンシャフト」に関するボーズルの記述も、必ずしも正確とはいえず、親切でもない。「ゲルマン時代にはマルクゲノツセンシャフトが存在しなかつた」とは書いていない。しかしそれはそう書いていないというだけのことである。「アーデルパウアー」のことを書いたパラグラフのすぐ前に位置する右のパラグラフを、松田教授は当然お読みになつたはず

である。そうして、中世史についての素人ならいざ知らず、ドーブシュが「ゲルマン的素姓のマルク共同体は実証し難いとし」たことを指摘され(五二頁)、またマウラーの名をあげて、「共同体学説」においては「フーフエ」がマルク共同体を構成する自由農民の標準的持分と考えられていた、ということを解説されている(五一・二頁)松田教授にとつて、右の引用をそれとは違つた風にお読みになる可能性は絶無である、と断言できる。

教授が①ではなく③を典拠とされたばあいには、右の箇所をお読みにならなかつた、ということも考えられる。しかし③には、まさに『マルクゲノツセンシャフト』という項目が独立して存在している。そこでは、第一段において、marca という言葉の語義が列挙されたのち、第二段において教授のいわゆる「共同体学説」が旧説(Die ältere M. Theorie)として要約され、ようやく第三段において、「マルクゲノツセンシャフト」の具体的な解説がおこなわれている。こうした敘述の進め方が、きわめて雄弁にボーズルの立場を示していることは、改めて指摘するまでもない。

その中でボーズルはつぎのように書いている。「ゲノツセンシャフトは歴史時代の子、(「自ら文字による史料を残すようになってからできたもの、いうまでもなくフランク時代になつてからのこ

と」にすぎない。しかも、いわゆる『マルク』のゲノッセンシャフトではなく、村のそれが、である。したがって、村の「境界内にある」領域は、「旧説の主張するように」既にゲノッセンシャフト的に管理され、共同体員によつて合手的に所有されていた・より大きな領域から「わかれて」できたものではない。仮に、この引用の中で「歴史時代の子」という表現をうっかり読み落されたとしても、それにづく箇所が「古典理論」の考える——そうしてゲルマン時代に「マルク共同体」を、フランク時代以降の「封建的共同体」として「村落共同体」を想定される以上、おそらくまた松田教授のお考えになつてゐる——「ゲノッセンシャフト」の歴史的發展と、全く逆の方向を指していること、そのことまで見落される可能性はまずないといえよう。

以上によつて、①と②のうちいずれを典拠としても、ボーズルがゲルマン時代における「マルクゲノッセンシャフト」の存在を否定していることは、きわめて容易に確かめられる、ということが明らかになつた。ここで二の(二)に掲げた二つの図式をもう一度比較していただきたい。(共同体を構成する)なる形容句がボーズル説の方にはない、ということは単なる偶然ではなかつたのである。若し事実ボーズルが、「アーデルバウアー」をもつて、「マルク共同体を構成するゲマインフライエ」と考えたのなら、ボーズ

ル説によつて「共同体学説」を補強しようとした松田教授は、すかさずそのことにふれておられたにちがいない。しかしボーズルはそうは考えていない。それどころか、ゲルマン時代における「マルクゲノッセンシャフト」の存在そのものを否定している。そのことこそが、松田教授によつて、「アーデルバウアー」の構成する「共同体」について何ごとも語られなかつた理由なのである。

(四) 前項の考察によつて、「マルク共同体を構成するゲマインフライエ」の型姿を試みたもの」という、松田教授によるボーズル説の学説史的な位置づけのうち、「マルク共同体を構成する」という部分は抹殺しなくてはならなくなつた。そうだとすれば、われわれにとつてつきに問題となるのは——「マルク共同体を構成しないゲマインフライエ」などというものを松田教授がお認めになるかどうかは問わないことにすると——、ボーズルは「アーデルバウアー」によつて「ゲマインフライエ」の型姿の具体化を試みた」のであるか、という点である。これも、はつきり「否」である。ボーズルは、抑々ゲルマン時代(タキトウスの時代)における「ゲマインフライエ」の存在を認めていないのである。

ボーズルが①で「アーデルバウアー」の階層分化について述べたのは、先に引用した節につづく『貴族と自由・従士制・支配』<sup>(ルシヤフト)</sup>という節においてである。ここでボーズルは、その最初の二つの

バラグラフ——「アーデルバウアー」の階層分化の記述はすぐそれにつづいている——を費して、民族移動期 (Wanderzeit) くらい中世(とりわけ一二世紀)にいたるまで、貴族と貴族支配制がヨーロッパの国制史において最も重要なファクターであつたことを強調し、その後につきのような註を附している。「この新しい見解は、ワイツ・ホイスラー・(H)ブルンナー・イナマ・シュテルネック・シュウェリンンによつて代表される古い古典的な法制史・国制史の像と対立する。彼らは、いわゆるゲマインフライエ、すなわち前移動期 (Vorwanderzeit) (青銅器時代) の自由農民という要素を、国家生活の本来の担い手と見做している。<sup>(6)</sup>」[古典学説によれば]ゲマインフライエは、数の上からも、またその政治的・経済的意義からも、人民の中核であつた。彼らは大抵小農民であつたが、みな平等な自由と権利とをもち、……いわゆる氏族村落とマルクゲノッセンシャフトにおいて生活していた。……[しかし]発掘の結果とゲルマン文学は、このような像と一致しない。」

①のゲルマン時代に関する章の中には、この註を別にすると、「ゲマインフライエ」はただの一度も登場してこない。序につきの『フランク人の国家と帝国』という章をみると、われわれはここで始めて二度「ゲマインフライエ」に出会う。一つは、オス

トフランケンにおける「国家植民」との関連において、ある研究者が「軍役の義務を負い、戦時にはグラーフの軍隊罰令權に服すゲマインフライエを、フランクの王領地に住む植民者と考へた」ことが指摘されている(六〇一頁)。そのすぐ後のところでボーズルは、ダンネンバウアー (Dannebauer) の名を明記しつつ、その説に従つて「ツェント」(「ケンテナ」) のことを書いている。もう一つは、オストフランケンにおけるグラーフの権限に關連してである。「彼」(「グラーフ」) は、それとともに、最高の王領地管理者であり、また、ヘールマンネンとして王領地に定住していた人々(「いわば屯田兵」) に対する裁判官であつた、われわれはおそらく、それらの人々の中に、ゲマインフライエを見なければならぬ。」(六〇三頁)

世良教授の詳細な紹介を一読すれば明らかのように、ボーズルが①のフランク時代に関する章の中で述べた「ゲマインフライエ」(「ヘールマンネン」) は、マイヤーやダンネンバウアーのいわゆる「国王自由人」にはかならない。ボーズル自身、③においてもまた比較的新しく書かれた「自由」に関する二つの論文において<sup>(7)</sup>はつきり「国王自由人」と書いている。それならば「国王自由人」とは何か。前述のように、この問こそ「新学説」の本質にふれる問であつて、それと本格的にとりくむことこそ、われわれ

にとつてもきわめて緊急な課題である。しかしここでも、本稿での問題はさし当り、ボーゾルがそれをどう考えているか、ということである。③の『自由』の項をみると、この点に関してつぎのような敘述がある。

「……われわれは、中世における貴族的自由と保護された自由とを区別しなければならぬ。近代法的な意味で自由なのは、国王、<sup>グフオルクヌヘル</sup>従士<sup>グフオルクヌヘル</sup>の主君ならびにグルントヘルたる貴族、それに、ゲノッセンシャフトという形をとつて現われる自由な<sup>自由人たる</sup>「自由人」<sup>自由</sup>、<sup>フライ</sup>従士たち、だけである。フランク王権の優位が増すとともに、『自由』という言葉は、<sup>自由</sup>「国王の支配、ムント権力、フォークタイに服す」という意味をもつようになつた。そこからつぎの三つの法規範が生れる。①国王の空気・国王「に対する」勤務は自由にする。②森林の空気・開墾の仕事は自由にする。③都市の空気は自由にする。これら三つの規範の法的な理由は、<sup>自由</sup>「空気は不自由にする」という命題である。かかる中世の<sup>自由</sup>「不自由な自由」<sup>自由</sup>「国王の自由」などは、半国家的な内容をもつ。『ヘルンシャフト』(『初期の国家原理』)の完全な勝利によつて、ひとは自分の住む土地を有つてゐる者の臣下である、という原則が実現されたのである。国王の臣民団体を創りあげようとする努力と並行して、フランク王権によつて、自由人の統一身分(『フランクの一般自由』)

を創り出そうとする試みがなされた。その手本となつたのは、王領地ならびに開墾地における軍事的植民者の自由であつて、彼らは國家によつて、ウァツェント (=franci [homines])、すなわち防衛と開墾に従事する農民の、行政・軍隊・裁判のための<sup>ゲアインデ</sup>共同体に組織され、彼らの土地に相続権によつて居住していた。」

「国王自由人」は、フランク時代になつてから、「国王勤務は自由にする」という原則にしたがい、フランク王権によつて新たに創り出されたものである。それに時代的に先行するのは、「一般自由人の普遍的存在ではない。むしろ逆に、「空気は不自由にする」<sup>自由</sup>「豪族支配体制」の存在が前提となる。「国王の自由」「国王の支配」と「豪族支配体制」の対立は、両者における支配の原理の対立にとどまらない。むしろ「国王自由人」は、「豪族支配体制」の只中へ打ちこまれた王権のくさびとしての役割を果たす。そうしてボーゾルによるならば、フランク王権はこのような「国王自由人」を範とし、それを一般化しようというプログラムをもつていた。極言すれば、「一般自由人」はフランク王権のそうしたプログラムの中においてのみ実在する、と考えられている。ボーゾルが「国王自由人」をまだ「一般自由人」という名でよんでゐる①においても、その「ゲマインフライエ」が、ゲルマン時代に関する章においてではなく、フランク時代に関する章においてはじめ

て、しかもフランク王権との関連において現われるのは、ボーズルがその時既に、基本的には「国王自由人」学説の立場に立ち、ゲルマン時代における「ゲマインフライエ」の存在を否定していることを示すのである。<sup>(11)</sup>

- (4) 増田四郎『西洋封建社会成り期の研究』(一九五九年)、世良晃志郎『フンデルトシャフト研究の新動向』(『法学』二二の一一四、一九五八年)。後者については、「法制史研究」一〇(一九六〇年)の拙稿(書評)を参照。
- (5) 拙稿『コンスタンツの中世史研究グループ』について』(『法制史研究』九、一九五九年)。
- (6) 一例をあげると、「フーフエ」の起源に関して、平城照介『フーフエと自由農民』(『社会経済史大系』II、一九六〇年)に紹介されているリェトゲ自身による学説史の整理と対比せよ。
- (7) かつて拙稿『Grundherrschaft・Bannherrschaft・Gerichtsherrschaft—封建社会における「荘園制」の位置をめぐって—』(『北大史学』三、一九五五年)の中で、きわめて不十分ながら紹介しておいたように、①の中世初期に関する二つの節で展開されている「グルントヘルシャフト」の説明は、必ずしも整合的とはいえず(六四頁註(1)、六〇頁上段)、世良晃志郎教授によって御批判をいただいたように(『古典的グルントヘルシャフトの位置づけについて』(『西洋史学』二七、一九五五年)四頁註③)、中世中・後期の事実が混入している。彼がタキトウスの時

代に「グルントヘルシャフト」が存在した、というとき、その具体的な内容になると、ますますもつて不明、というはかない。しかし、ボーズルが依拠しているダンネンバウアーの研究を見れば、ゲルマン時代の貴族が予想外に大きな土地を支配していたことだけは否定できないと思われる(H. Dannenbauer, Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen, in "Grundlagen der mittelalterlichen Welt," 1958, S. 121 ff. bes. S. 137 ff.)

(8) ここでのボーズルの敘述は、不正確であると思われる。「古典学説」は、むしろ、主にタキトウスの解釈に依存している(ボーズルも先の引用箇所においてはそのような意味のことを書いていた)のであつて、前移動期に自由農民の普遍的存在が具体的に立証でき、「古典学説」は彼らがそのまま生きのびてタキトウスの時代の国制を担つたものと考えた、というのではあるまい。しかし、このような私見によれば不正確な表現の背後には、実は後述するようなボーズル自身の「自由農民」に関する見解が投入されているのであつて、その意味で、この箇所はボーズル自身の見解を知る一つの手がかりになる。

- (9) 世良・前掲論文(前註(4))、とくに四。なお以下については、『一九五九年の歴史学界—回顧と展望』(『史学雑誌』六九の五、一九六〇年)中の拙稿をも御参照いただきたい。
- (10) K. Bosl, Die alte deutsche Freiheit. Geschichtliche Grundlagen des modernen Staates. Unser Geschichtsbild, 2, 1955; ders., Freiheit und Unfreiheit. Zur Entwicklung der Unter-

ボーズルの「アーデルパウアー」に関する構想

schichten in Deutschland und Frankreich während des  
Mittelalters. VSWG 44, 1957.  
(11) Bosl, Die alte deutsche Freiheit. S. 5 f. には、ボーズルの  
「古典学説」に対する態度と、彼自身による①の位置づけが見  
出される。

四

われわれは前節において、ボーズルがゲルマン時代（タキトッ  
スの時代）における「マルクゲノッセンシャフト」ならびに「ゲ  
マインフライエ」の存在そのものを否定していること、したがつ  
て、彼が「アーデルパウアー」をもち出すことによつて「マルク  
共同体を構成するゲマインフライエの型姿の具体化」を試みるこ  
とはありえない、ということを明らかにしたつもりである。つき  
にわれわれは、ボーズルの「アーデルパウアー」に関する見解を  
われわれ自身の理解に従つて述べてみたい。そのことによつて、  
問題の時期における「アーデルパウアー」と「ゲマインフライエ」  
の相違が具体的に明らかになると同時に、「アーデルパウアー」の  
階層分化によつて（共同体を構成する）「ゲマインフライエ」の階  
層分化を類推することはできない、ということ、論理的にだけ  
でなく具体的に示すことになるであろう。

(一) 前節において述べたように、ボーズルは「古典学説」とは  
全く相容れない立場に立つており、タキトウスの時代に関しては  
「マルクゲノッセンシャフト」を構成する自由な小農民の一般的  
存在を、ではなく、「グルントヘルシャフト」の存在・「豪族支配  
体制」を想定している。それならば、タキトウスの時代における  
そうした状態こそが始源ツァーニフリユングリヒ的なものであろうか。あ  
るいは、それが始源的なものでないとすれば、「グルントヘルシャ  
フト」や「豪族支配体制」は、いつ、どのようにして成立したの  
か。またそのような「豪族支配体制」は、タキトウスによつて描  
かれたゲルマンの「自由人」とどのような関係をもつのか。

「新学説」の立場に立つすべての研究者にとつてと同様、こ  
うした問題は、ボーズルにとつても、きわめて困難な課題として迫つ  
ていつたことであろう。しかも、「古典学説」に対するアンチテー  
ゼを意図した論文においてならいざ知らず、教科書・概説・事典  
などの執筆に際しては、これらの問に何らかの積極的な解答を提  
出せざるをえない。ボーズルの「アーデルパウアー」に関する構  
想は、まさしくそうした要請にこたえるためのものにはかならな  
い。総じて、先に掲げた三つの著書におけるボーズルの叙述は、  
たとえ多くの難点を含み極度に過渡的な性格を帯びざるをえない  
にしろ、これまでのところ「新学説」の側から提供された全体像

への見通しとしてはほとんど唯一のものであり、われわれにとつては、まさにそうしたものととして興味もありまた慎重な検討に値するものなのである。

(二) ①の『ゲルマン農民層の国家形成力』という節から、ポーゾルの「アーデルバウアー」に関する構想を跡づけてみると、おそらくポーゾルの全構想の手がかりとなつたものとして、「多数的家共同体員と隷属民(Hintersassen)をもつ北方の大農民」をあげることができる。ポーゾルは、この北方の大農民を、「あらゆる内部的発展にもかかわらず、民族大移動前(vor der Großen Wanderung)の「ゲルマン農民層の」状態を最も近いかたちで保存した」もの、と想定する。すなわちポーゾルは、後代の史料に現われる北欧の大農民のすがたによつて民族大移動前の事態を推断するわけである。その「北方の大農民」が既に「多数の家共同体員と隷属民」をもつていることからわかるように、ポーゾルは、民族大移動前のゲルマン農民層を、既にその内部に階層分化を含むものとして捉えている。このことは、右の文章の直前にある、「(ゲルマン時代における)部族ならびに国家の形成、隷属ならびに従属関係の進展、この両者は並行して進んだ」という記述によつても確かめられるであらう。因みに、これは、前節④の引用につづくパラグラフの冒頭に位置している。

われわれは、したがつて、ポーゾル説の当否を検討しようとするならば、「北方の大農民」とは、いつ・どのような史料に・どのような形で現われるのか、ということをつきとめ、かつ、その「北方の大農民」のすがたによつて民族大移動前のゲルマン農民層の実態を推定することとだけだけの根拠があるか、を検討しなければならぬ。しかしそれは、現在の私には不可能であるし、また先にも述べたように、本稿の課題とは直接には関係しない。

われわれにとつてさし当り必要なことは、ポーゾルは、既に自らの内に階層分化を含む「北方の大農民」をもつて、「ゲルマン農民層」の始源的状態とは考えていない、ということの確認であり、そのことから直ちに出てくる問題、すなわち、それでは「ゲルマン農民層」の始源的状态はどのような事態か、「民族大移動前」とは具体的にいつからのことをいうのか、ゲルマン農民層の階層分化はいつどのようにしてはじまるのか、といった問題に対して、ポーゾルはどう考えているかを知ることである。われわれはしかし、ここではこうした問題を念頭におくだけにとどめ、つづけて「アーデルバウアー」に関するポーゾルの説明をきこう。

「見紛うかたなき所有のよるこびをもつて、また強い家族意識ファミリー意識と祖先崇拜の念をもつて、彼「北方の大農民」は、そのホーフホーフ」  
「『ここでは、家屋敷ならびにそれに附属する土地、を指すものと

思われる」に執着する。代々相続される彼の土地は「アードル」とよばれ、この土地を所有する権利をもつ者は *adalborun* (*almord*), *adalporo* (*alhbayr*), *adaling*, *edling* (*wsig*) とよばれる。しかしアードルはまた、農民の相続権にもとづく私的主権 (*private Souveränität*) をも意味する。アードルパウアーはなんびとに対しても服従したり貢租を納めたりする必要がない。

……カール大帝の時代のザクセン人ならびにハラルド美髪王の建国 (九世紀末) に際してのノルウェー人は、彼らのアードル「父祖」の地 (*“ius paternae haereditas”*、後には *“praedium liberratis”, Hantgenal*) を奪われたことについて苦情を訴えているが、その言葉によつて、同時に古い「自由」、すなわち父祖伝来の私的主権をも含意させているのである。」

ここでボーグルの構想を支えているのは、(北方の大農民の) ホーフ・オードル (九世紀ごろ) の父祖の地 (*ius paternae haereditas*) (もと、後の) ハントゲマールという一連の等式である。将来ボーグルの当否を検討する際には確かめてみなくてはならぬ点の一つであろう。しかし、現在のわれわれにとつてもつと興味があるのは、ここでボーグルが、八世紀末のザクセン人・九世紀末のノルウェー人を引きあいに出しながら、アードルの第二の語義として「私的主権」をあげ、しかもそれを「古い自由」

と等置していることである。タキトスの時代における「家族支配体制」を前提する以上、カールやハラルドによつて「父祖の地」を奪われたもの、少くともその一部は、既に「豪族」であつたはずである。彼らが「私的主権」をもつていたことはよくわかるが、それは文字通り「貴族的自由」であつたはずである。これは、階層分化以前のゲルマン農民層の「自由」という意味での「古い自由」とは、どのように結びつくのか。しかし、われわれはここでも問題を指摘するにとどめ、ひきつづきボーグルによる「アードル」の語義の説明をききたい。

「アードルは、第一に、所有地・世襲地・屋敷と故郷・土地に対する相続権を、第二に、家系・門地・血族を——それによつて分化した世襲地所有者の範囲が限定される——、第三に、人格と資質を意味する。これ「第三の語義」は、貴族的支配層の生成について証言している。すなわち彼らの下に服属している者は、抑々「自由」でないがゆえに、いかなる「アードル」(=*ingenium, indoles*) 「いざれも、もつて生れた資質・才能などの意」をもたない。第一の語義は、原始ゲルマンの農民定住の時代にまで遡るが、第二のそれは、意識的な社会的分離という考え方を必要とし、いかなる「門地」をもちもたぬ人々を前提する。第三の語義は、自覚された個人

の力の中に基礎をもち、 $\wedge$ アーデリヒ $\vee$ な「ここでは、衆にぬき込んだ、ほどの意」<sup>ベルゼンリヒカイト</sup>個性がその実を示すことのできた移動期 (Wanderzeit) に最もよく適合する。この「第三の意味における」ゲルマン人は、開墾したり耕作したりすることよりも、戦うことを好む。耕作と開墾の仕事をするのは不自由な下僕である。そのことはしかし、グルト、ヘルシヤ、フトを前提する。「われわれは以上の引用によつて、ボーズルが「オーデル」の三つの語義を手がかりにして、それに対応する「アーデルバウアー」の発展段階を考えている、ということをおうかがうことができる。

そうして、先に紹介した「北方の大農民」は、おそらく第二の語義に、また九世紀ごろの「サクセン人」・「ノルウェー人」は、第二の語義ないし第三の語義に対応するもの、しかも、そのきわめて発展した形であろう、という見当もつく。しかし、そうした見当を確かめるためには、われわれは、まずボーズルが「ゲルマン農民層」の始源的事態をどう考えているか、つぎに「アーデルバウアー」の階層分化の進展をどう考えているか、を明らかにしなければならぬ。

(三) まず、ボーズルは「ゲルマン農民層」の始源的事態をどのように考えているか。それを明らかにするためには、①においては、右に引用した節の前の節、すなわち「中世国家のゲルマン的

諸前提」という章の最初の節に遡らなければならない。

「ゲルマン人の比較的大きな団アイメンツン体として推定できる最古のものは、集団的な祭祀所をもつ祭祀団体「複数」であつた (Ingvaenon, Isvaenon, Herminonen)。紀元前五〇〇年ころには、じまつたらしい移動期 (Wanderzeit) とともに、それらの祭祀団体によつて行使されてきた集団的な精神的・道徳的權威は消滅する。すべての個人は、自分自身に、自分の力・自分の勇氣・自分の智慧にたよる。こうして、真の原始農民とは全く違つたタイプの・しばしば非社会的な・流浪する $\wedge$ 英雄 $\vee$ が生れる。彼にとつては、一族の名譽ジツペンエーレはもはや唯一の目的ではなく、彼は行動と個人の名譽とを渴望する。」すなわちボーズルは、祭祀団体をゲルマン人の最古の団体、それを構成し・彼にとつて「一族の名譽が唯一の目的である」ような農民を「真の原始農民」と考えている。つぎのパラグラフの冒頭には、「古い祭祀団体は自由で平等なジツペンエーレ共同員ならびに大家族共同員を前提する」と述べられている。一見意外にも、ボーズルは、「古典学説」と同様に、「自由で平等な農民」ないしその「ジツペンエーレ」によつて構成される牧歌的な社会を、「ゲルマン農民層」の始源的事態と考へている。しかしこれは、紀元前五〇〇年以前の前移動期のことである。前節(四)の引用が示す通り、それは「青銅器時代」のことであり、②によれば、ボ

ーズルはゲルマン人の「青銅器時代」を紀元前一八〇〇年—前六〇〇年においている。松田教授のいわれる「封建制の確立以前の民族移動期」(五四頁)——教授は「封建制の成立」を「フランク国家形成期」に求められるから、それは「民族大移動期」といわれたのと同じことである——とは、一〇〇〇年以上の隔たりがある。しかも松田教授は、階層分化の出発点として、かかる意味での「アーデルバウアー」をえらばれたのではなく、「北方の大農民」の段階にあるそれをえらばれたのである。

しかし、ボーズル説と「古典学説」との決定的なちがいは、こうした事態が既に紀元前五〇〇年からはじまる「移動期」②のいわゆる「初期民族移動」らしい変化する、と考えるところにある。「移動期は既に隷属関係と社会的・経済的に分化した大小の部族団体をつくり出す」のである。②においては、この時代に、かつての農民的・女性的信仰に、戦士の・男性的なそれがつて代る、ということが指摘されている(二四・五頁)。ここに「自由農民」の牧歌的社會は終りを告げたのである。彼らに代つて「移動期」の主役を演ずるのは、「ジッペ」の拘束から解放された「英雄」である。彼のまわりには武装した「従士団」が従い、掠奪行・征服行に従事する。やがてタキトウスの時代になると、彼は、新たな定住地において、「ゲルントヘル」として君臨するのである

う。いうまでもなくそれは、「オーデル」の第三の語義に対応するものである。

四 つぎに、ボーズルは「アーデルバウアー」の階層分化をどのように考えているか。先にもふれたように、ボーズルはそれを「貴族」を扱った節でその成立との関連において書いている。

「アーデルという言葉は、もともと身分の分化を示す意味をもつていなかつた。それは、家族の長であるか、ジッペの若い成員であるかにかかわりなく、相続人たるの適法な権利をもつ完全<sup>フル</sup>嫡出子<sup>ブルヂイグ</sup>を意味した。したがつて最古の意味においては、アーデルゲとは、世襲<sup>レユタムグ</sup>地<sup>グ</sup>を相続<sup>エルバウアー</sup>する農民、自由にして嫡出の土地所有者のことである。……この相続人たる農民はしかし、世襲地をもたず、したがつてまたある家系からの高貴な出自をもたぬ多数の人々と、自らを区別するにいたる」\*。「古い定住地があまりにも小さく、人口があまりにも大きくなつたとき、古い土地所有者たちは、彼らの世襲<sup>レユタムグ</sup>地<sup>グ</sup>(*Grundim Iibertat*)を全体として分離することによつて、後から生まれた息子たちの大群に対して身を守つた。こうして、既存の土地はすべて「オーデル」に組織されてしまつたが、後から生まれた者にとつてはもはや、「身分的には」自由なしかし経済的には隷屬的な家僕<sup>ハウケリ</sup>(*Hauskeri*)として家共同体の中に入るか、あるいは、掠奪行に出かけたり、

新しい定住地を征服によつて獲得したりしようとする。グ  
 ルントヘル〔？むしろ英雄Vとすべきであろう〕の従士団の中  
 に入るか、そのいずれかしか選択の余地は残されないことになつ  
 た。最後には、古い「かつての」アーデルバウアーVは少数者  
 となり、ヘレンシタントVにまで成長する……〕。

(\*の後につづけて)「こうした「エルンバウアー」の高い社会的  
 地位は、後代の発展「によつて生じたもの」である。それは、他  
 の人々にまさる大きな土地所有と、社会に対する高い貢献にもと  
 づく政治的権力を前提する。その貢献がおこなわれたのは、大小  
 の部族に対してであり、その内容は戦闘・掠奪行・移動における  
 個人〔の資質〕の立証であつた。掠奪品と戦利品は富の増大と政  
 治的優位をもたらした。こうした発展段階を示すのが、タキトッ  
 スのゲルマニアにおける *nobiles* と *principes* である。彼ら  
 「貴族」と自由人 (*ingenui*) との間に、まだ身分的な差異は見  
 られないが、権力的・政治的な分化は既に生じている。ハノービ  
 レースVの優位が強くなればなるほど、ハインゲヌイーVはます  
 ますその隷屬下に陥つていく。……ハインゲヌイーVは「アプ  
 ブスV」「ボーズルによれば「被治者層」の一部を形成する」。  
 「自らを自由とよぶ理由をもつのは、不自由の危険にさらされ  
 ている者のみである。ハリベリーVとは自由な僕Vであり、根

を奪われたエーディングもその仲間に入る。自由Vなのはしか  
 し、最古の語義によれば、愛Vに、<sup>シユクム</sup>一門に属する者である。

愛Vとはしかし、大切にされ保護されている、ということをも  
 意味する。こうして、自由Vの概念は家の領域とシッペ団体に  
 属する、ということがはつきり証明される。古い自由の基礎は、  
 主人の恣意と外部からの攻撃に対する保護である。このような  
 ハリベリーVから、本来の支配層として、古い「かつての」アー  
 デルバウアーVが峻別されるにいたつたのは、アーデルバウアー  
 が……その身分への受容の要件として同格出生を要求し、それ  
 よつて社会的障壁を築いた瞬間においてであつた。最後には、オ  
 ーダル農民の中から、多数の隷屬民と、政治的影響力を保障する  
 強力な従士団とをもつ・きわめて大きなホーフの所有者の薄い上  
 層が拾頭してきた。彼らが……特別な意味での貴族 (*nobles*) と  
 なつたのである。」

(四) 以上によつて、ボーズルの「アーデルバウアー」に関する  
 構想は、ほとんどすべて紹介したことになる。念のため、その階  
 層分化の進展を私なりに要約してみると、つぎのようになる。

それぞれの「大家族共同体」もしくは「シッペ」に属する「原  
 始ゲルマン時代」の「自由で平等な農民」、それが「ゲルマン農民  
 層」の始源的状态であり、かつ、「オーダル」の第一の語義に対応

するものである。人口の増大・定住地の狭小化とともに階層分化がはじまる。「アーデルバウアー」たちは、既存のすべての土地を「オーダル」に組織して自分たちで独占し、もはや「オーダル」をもちえなくなつた人々から自己を区別しはじめる。これが「オーダル」の第二の語義に対応する事態（しかもその比較的初期の事態）である。この段階で、一方においては、「ジッペ」の拘束から解き放たれた「英雄」が登場し、新定住地を求めて移動を開始する。他方において、「オーダル」をもたない人々は、身分的には依然として自由人であるが、（故地にとどまつて）「アーデルバウアー」の「家共同体」の中に「自由な家僕」として隷属していくか、「英雄」に従つてその故地を捨て、彼の「従士団」に属して征服行に従事する。前者はいうまでもなく、「オーダル」の第二の語義に対応する事態を隷属民の側からみたものであり、「家共同体員」のみならず「隷属民」をもつ「北方の大農民」もこの系列に属し、しかもより進んだ階層分化を示すものである。また後者は、「オーダル」の第三の語義に対応する事態であつて、タキトゥスの時代、あるいは、フランク族によつて征服される以前のゲルマン諸部族は、既にそうした「英雄時代」を経過しており、そこでは、本来の意味での「貴族」層が、被治者層としての「自由人」の上に君臨している。この「貴族」たちは、既にかなりの規模の

「ゲルントヘルシャフト」を支配し、主として「自由人」から成る「従士団」を従えている。——以上がボーズルの「アーデルバウアー」に関する構想の骨子といえよう。

ボーズルは基本的には「新学説」の立場に立つている。したがつて彼は、ゲルマン時代における「一般自由人」の存在、ならびに、彼らによつて構成される「マルクゲノッセンシャフト」の存在を否定する。それに代るものとしてボーズルは、「豪族支配体制」を考える。しかもそれは、タキトゥスの「ノービレース」・「プリンキペス」のあり方の中にも示されている、と考えるのである。ところが周知のように、タキトゥスの『ゲルマニア』をみると、「自由人」にきわめて大きな国制上の地位が与えられている。仮に彼らが何らかの形で「豪族」の支配に服していたとしても、タキトゥスがローマの尺度を適用して、ゲルマン人自身は知らなかつた「自由人」・「不自由人」という身分的区分を創作したのだ、とでも考えない限り、ゲルマン人の国家・社会における「自由人」の存在を無視することはできない。それならば、「豪族支配体制」とこの「自由人」の国制的重要性とは、いかに矛盾なく説明できるか——おそらくボーズルにとつて、「アーデルバウアー」に関する構想は、まさにこのような発想法に従つて出てくる。このような問題を解決するためのものであつた、と思われる。

見られる通り、彼は「古典学説」の考えた「自由農民」の牧歌的  
社会を、紀元前五〇〇年以前の「原始ゲルマン時代」に遡らせ、  
初期民族移動とともにはじまる「アーデルパウアー」の階層分化  
を想定することによつて、一方においては「アーデル」と、他方  
においては、身分的には自由な・しかし社会経済的には隷屬的な  
「パウアー」の成立を、一刀両断のもとに説明しようと試みたの  
である。

そうだとすれば、以上のような構想をもつて、「フランク国家形  
成期」における自由な小農民経営の階層分化・領主権力の発生を  
類推することは、実質的にも、全く不可能であるといわなければ  
ならない。各部族における階層分化の速度には、その移動の時期  
や形態の多様性にもない、相当程度の「ずれ」がある、というこ  
とを考慮に入れても、問題の時期には、かつての均質的な「アー  
デルパウアー」はもはや存在せず、「豪族」と隷屬的な「農民」を  
両極にして多様な階層分化をとげてしまつてゐる。もちろん論理  
的には、フランク族だけは例外であつた、という逃避が、松田教  
授には残されていないわけではないが、ボーズルは、「フランク族  
のばあいにも、メロヴィンガー家による王国建設以前には、血統  
貴族が存在した」としている(①五九三頁)。ボーズルの見解に  
依拠する以上、どんなに類推したくても、この時代には、抑々階

層分化の出発点となるべきものは存在せず、既にその結果が現実  
のものとなつてゐるのである。わが国の国制史家の間では、ボー  
ズルのような見解に対して、それでは、「豪族支配体制」の一貫性  
を主張するあまり、「封建制」の成立を質的に新しい事態として説  
明できない、という疑問が出されてゐるくらいである。<sup>(12)</sup>

このようなボーズルの構想を「古典理論」の実証的補強に利用  
しようとした時、松田教授が二度までも「段階的なずれ」を感  
じて困惑されたことは、むしろ当然といわなければならない。な  
ぜ教授がそこで立ち止まつて、ボーズル説の全容ないしその学説  
史的位置を見究めようとされなかつたのか、その点が私には全く  
理解できない。わが国の「経済史学」における「理論的要請」と  
は、私自身耻ずかしさをこらえることなしに書き進めえなかつた  
・右のような初歩的な本の読み方、それさえ無視することを許す  
特権のことであらうか。

⑫ 松田教授は、この *Hintersassen* を「従者」と訳される(五  
四頁)。いうまでもなくそれは、「隷屬民」一般、とりわけ「隷  
屬農民」を指す言葉である。この段階の「アーデルパウアー」  
の階層分化をできるだけ小さく印象づけようとする教授の努力  
の一例である。

⑬ 「ハントゲマール」について、最近二つの論文が発表されて  
ゐる。W. Krogmann, *Handahat*, ZRG, GA, 71, 1954; J.

- Balon, L'Handgemal à l'epreuve du droit. Justice publique, justice privée. ZRG. GA. 73, 1956. なお、ボーゾルが①の五九三頁・註⑥であげている文献の中で参照した唯一のもの<sup>19</sup>すなわち、H. Meyer, Das Handgemahl usw., 1934, S. 5.によると、「オーデル」は「ハントゲマール」という等式の史料の根拠は、「Heland」(九世紀半頃の成立)である。
- (14) この時代のサクセンの身分構成について、たとえば、Dan-nenbauer, a. a. O. S. 145 ff. を参照。
- (15) 前節⑩における②からの引用を参照。なお松田教授によるとこれは「家族にたいする私的な至上の支配権」(五四頁)ということになる。
- (16) これはいうまでもなく、「従士制」のことを述べた『ゲルマニア』の一節を念頭においたものである(C・一四、一五)。松田教授の手にかかると、「家父長」「北方の大農民」の段階に当る「アーデルパウアー」の下にはある程度分業……が発生している結果、開墾や耕作に携わる原始農民……が含まれており……といった具合に、理解されてしまう(五四頁)。「潜在的な」階級分化の結果、「原始農民」が成立するともいうのであろうか。
- (17) これを松田教授の「オーデルとは、本来正統の嫡子の意味であり、ひいては家父長であつて……」(五四頁)という理解と對比せよ。
- (18) 松田教授は、こうした逃避をえらばれたのではなく、ボーゾルのいう「貴族」の中から、タキトウスに出てくるものを抹消

し、「八世紀のサクセン」(五八頁)を表面に押し出すことによつて、つじつまを合わそうとされた。しかし、ボーゾルにとつては、この両者は本質的には同一の事態を示すものである。

(19) たとえば、世良教授による増田教授・前掲書の書評「史学雑誌」六九の六、一九六〇年)を見よ。

(20) 「このようなもの『既にその内部に階層分化を含む・大家族構成のアーデルパウアー』を、そのままに封建的生産様式の起点とすることは、段階的なずれを招くものと言える」(五五頁)。その後につづく松田教授の文章は、私には全く理解できない。「オーデル農民にかんするこの分解過程は、歴史的段階からすれば当面の小農民経営の成立と、他方土地所有者たる封建的権力者の聳立を説明するにはやや」といえるか? ずれているものの、小農民経営の分解過程に類推を許すものと考えてよいであろう(五八頁)。こういう論法が許されるなら、史料のないし学説上の根拠と全く無関係に何を考えてもかまわないというのと同じことになってしまう。

五

以上によつて、松田教授がボーゾルの「アーデルパウアー」説について述べられたことに対する批判に関する限り、本稿の課題は一通り果たされたものと考えられる。しかし、行論の途中でもふれたように、さらに進んでボーゾル説そのものの当否を検討するこ

とは、遺憾ながら後日の課題として残さなければならぬ。むしろさし当りそれだけの用意ができないことを知りながら、しかもなお「国王自由人」学説の学説史的重要性にかんがみ、とりあえずボーズル説をありのままのすがたでわが国の学界に紹介したい、と考えたからこそ、このような形で本稿を執筆したのである。以下はしたがって、文字通り「結語に代えて」ボーズル説に対する二・三の印象を語りていただくにすぎない。

(一) まず指摘したいのは、ボーズルの「アーデルバウアー」に関する構想もまた、主に「新学説」の立場からの論理的要請にもとづいており、とりわけ「原始ゲルマン時代」の「自由で平等な農民」については、おそらく、考古学的史料を除けば、同時代的史料をほとんど完全に欠いているのではないか、ということである。そのほかに、ボーズルが②で述べているゲルマン宗教史の常識、すなわち、女性的・農民的自然宗教から男性的・戦士の英雄神の信仰へ、という発展のシェーマが正しいとする。しかしそれでわかることは、「原始ゲルマン時代」は、「ゲルマン時代」以降にくらべて、比較的平和なまた農民的な時代であつた、ということだけではないのか。当時の農民が、みな「自由人」であつて「ジッペ」を構成し、しかも「オーダー」を所有しているから「自由」なのだ、ということまでは、同時代的史料から確かめえ

ないはずである。その点に関するボーズルの構想を支える後代の具体的事実については、行論の途中で指摘しておいたつもりである。

(二) 本誌前号で紹介しておいたように、最近、クレッシェル(Kresschel)はゲルマン時代における「ジッペ」の存在を真向から否定した。右のように、「原始ゲルマン時代」に関するボーズル説が、具体的史料をあげえないものであるとすれば、「ジッペ」に關説した限りで、ボーズル説もまたクレッシェルの批判を免れない。しかしクレッシェル説は、「家」の始源性を主張するものであり、ボーズルは、概ね「ジッペ」と「大家族共同体」ないし「家」とを並記している(すなわち、ボーズルのいう「ジッペ」は厳密に法学的な内容をもっていない)ので、一見、クレッシェルの批判によつて蒙るべきボーズル説の打撃は、案外小さいのではないか、とも思われるであろう。しかし、通常理解に従えば、ゲノッセンシャフト的な「ジッペ」とヘルシャフト的な「家」とはその構成原理を異にするものである。「家」を始源的と考えること———そうしてそのことは、「農民」こそが「家父長制」的支配原理に最も適合的な社会的存在形態であるとすれば、「原始ゲルマン時代」についても原理上排除されないはずである———は、実は同時に、階層分化のない「自由で平等な農民」によつて構成され

る文字通り牧歌的な社会の存在を否定する、ということにならざるをえないのではないか。

(三) 総じてボーズルの「アーデルバウアー」に関する構想は、「身分的には自由な・しかし経済的には隷属的な農民」の発生に力点をおくあまり、「不自由な人」、ないし彼自身タキトゥスの時代にその存在を認める「不自由な下僕」の生成については、あまりはつきりした像を描きえていない。<sup>(21)</sup>「原始農民」——「隷属的な自由農民」——「不自由な下僕」という漸次的下降を暗黙のうちに前提しているのではあるまいか。ところがボーズルは、家臣制<sup>ヴァサリヤ</sup>の成立に関連して「……その結果自由なハヴァッシーヴと不自由なそれとが存在することになった。しかし後者は、軍事的奉仕によつて再び上昇した」と述べ、「もはやオーデル世襲地<sup>エルンゲ</sup>をもたず、ある大オーデル農民の従士団に入つて奉仕した・ゲルマン時代の〈Ketle〉(第二一九・二二〇節)」の参照を求めている。文脈からいうと、ここでは、ゲルマン時代の〈Ketle〉(ボーズルによれば自由人)が、より隷属的な地位から「従士」へ上昇した、と考えられているらしい。さらに、三の国における③からの引用では、「従士」が「貴族的自由」をもつものの中に算えられていることも想起されてよい。ここに指摘した社会的下降と上昇の交錯は、どのように考えたらよいのか。ゲルマン時代の「従士」は、

果して、自由にして隷属的な「農民」なのであるうか。あるいは、彼らが「従士」となる前に有つていた地位は、果して「自由人」のそれであつたのだろうか。

(四) 「貴族的自由」そのものに関しても、重大な疑問が残される。「自由」の最古の語義は、いうまでもなく「保護された自由」の系列上にある。そうしてそれこそまさしく「ジッペ」ではなく家の領域に属するものであつたらう。一方において「古い自由」の淵源をかかると「保護された自由」に求めたボーズルは、先にも指摘しておいた通り、他方において、カール大帝期におけるザクセン人(おそらく豪族)の「私的主権」をも「古い自由」とよんでいる。しかし後者は、明らかに後代における歴史的発展の所産であり、文字通り「貴族の自由」を内容とするはずである。この「貴族的自由」は、ほんとうに「保護された自由」と同じ根からわかれて出てきたものであるうか。この関連で指摘しておきたいのは、テオドル・マイヤーによるならば、たとえば『レークス・サリカ』の「自由人」「完全自由人」は「原自由人」ともよばれるが、社会的には小領主的存在と考えられている、ということである。<sup>(22)</sup>「国王自由人」学説は、「古典学説」が同一視してきた・この部族法典に登場する「原自由人」ボーズルのいわゆる「古自由人」と、フランク王権によつて創出された「国王自由人」とを峻

別する。したがつて「新学説」にとつての問題は、さし当り、「国王の自由」という「保護された自由」の系列上にある「新しい自由」との対比において、「フランク時代」ないし「ゲルマン時代」の「古い自由」「完全自由」の觀念なり内容なりを明らかにすることであつて、必ずしも、その系譜を直線的に「原始ゲルマン時代」まで辿りえなければならぬ、ということではないように思われる。

④ 以上のように考えてくると、一見きわめて魅惑的に見えるボーズルの「アーデルバウアー」に関する構想も、実のところ一つの「試論」の域を出るものではあるまい、という見当がつく。しかも、その構想の致命的（と私は言いたい）欠陥は、「古典学説」的発想を残して問題を考えた・ちようとそこところに根ざしてゐるのではないか、とさえ思われる。原始ゲルマン時代の農民定住以前（紀元前一八〇〇年より以前、ということにならうか）のことはいざ知らず、どうして、はじめに「自由で平等な農民」の「原始民主政的社会」を想定する必要があるのか。われわれが推定しうる限り、むしろはじめから、ヘルシヤフト的要素は存在してゐたのではないか。あるいは、社会的な存在そのものとして（ということ）は、当時から既に、それが「自由」ないし「自由人」と考えられたが、は別にして、はじめから（後代の）「自由」の二つの系列（につらなるもの）があつたのではないか。

若しそうでなければ、どうしてすべての農民が自らを「自由」と名づける理由をもつのか（その理由をもつのは、不自由の危険にさらされている者だけではないのか）。しかも、はじめて「自由」が自覚されたとき（「自由」の最古の語義）、どうしてそれは、「保護された自由」につらなるものとなつたのか、一体誰が彼らに「保護」を与えてくれたのであろうか。「保護された自由」は、果して「古い自由」なのであろうか。

細かく実証的に吟味していけば、ボーズルの構想の中には、おそらく、「フランク時代」のことはもとより、「中世初期」（九世紀末—一世紀）、時には「中世中期」（一二世紀—一三世紀前半）の知見さえ投影されている、と思われる節がないわけではない。しかしここでは、そうした点に立ち入ることはできない。とりあえず右のごとき概括的な印象のみを語ることによつて、本稿のむすびとしなければならぬ。<sup>25</sup>

② 「もとオータル農民の大家族内に包摂されていた家族員のうち従属的な部分が固定し、直接生産者「原始農民」に定着していく」（五七頁）という松田教授の理解は、「原始農民」という表現を無視するとすれば（前註⑭）、ザッハリヒには首肯できるが、ボーズル説の理解としては、教授による「創作」であると思われる。

② 因みに「新学説」において、「國王自由人」が、國王に対しておこなう軍事的奉仕も、彼らの「自由」の法的根拠の一つ、と考えられている。しかも、世良教授は、「自由人のみが武装能力をもつ」という原則が、ゲルマン的なものでなく、むしろローマ的なものとされているように思われる、と述べておられる。世良・前掲論文（『法學』・四・二五頁・註（四〇）参照。

③ ちし当たり、世良・前掲論文・四・二一―二二頁。

④ シュレーンガーは、ネッケルの「アーデルパウアー」(G. Neckel) Adel und Gefolgschaft, Beiträge zur Geschichte der deutschen Sprache und Literatur, 41, 1916 の見解を思われるが、筆者未見。オットーの「アーデルパウアー」(E. F. Otto, Adel und Freiheit im deutschen Staat des frühen Mittelalters, 1937, S. 361) 概念として「ドイツの史料の中ではいかなる根拠をもたぬ Hilfskonstruktion と思われる」(W. Schlesinger, Die Entstehung der Landesherrschaft, 1941, S. 88, Anm. 303.)

⑤ 本稿脱稿後公けにされた宮崎孝治郎『財産承継制度の比較法的研究』(一九六一年)においても、「アーデルパウアー」のことが述べられている(五四頁以下)。しかし、宮崎教授が典拠とされた Darre の著書は、戦災のため失なわれたとのことで、今それを検討することはできない。

